

京都市子どものための市民憲章懇話会ニュース No.2 平成18年9月

発行：京都市子どものための市民憲章懇話会事務局（京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部）
TEL:251-2380 FAX:251-2322 / TEL:222-3590 FAX:222-2061

第2回 京都市子どものための市民憲章懇話会を開催

市民共通の行動規範となる「子どものための市民憲章」を平成18年度中に制定するため、「京都市子どものための市民憲章懇話会」（会長：藤原勝紀京大大学院教授、「京都子どもネットワーク連絡会議」と「人づくり21世紀委員会」の代表者17名と学識経験者3名で構成）の第2回会議が、9月4日、職員会館「かもがわ」にて開催されました。



20名の委員全員が出席し、前回説明のあった新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」と「人づくり21世紀委員会からの提言」の理念も踏まえ、憲章に盛り込むべきポイントや形式について活発な議論が交わされました。

市民ぐるみで子どもを育てる社会に — 子どもの手本となる行動，企業の役割も —

委員の皆様からの御意見では、

「市民みんなで、子どもが育つことを大切にする」

「子ども，親，地域が育てば，市民みんなに良い社会となる」という意見や、

「市民一人一人が，子どもの手本となる行動に努める」

「家族がそろそろ夕食での会話や，地域での人のつながりのため，また薬物など子どもに有害な環境を取り除くため，企業や社会の役割も重要だ」

等の意見が出されました。

「子ども用ではなく，大人の行動規範とわかる名称に」

「心に響く言葉で」という提案もありました。（詳細は裏面）



予告 意見交流会とシンポジウム

憲章素案についてのパブリックコメントを募集する期間に、意見交流会とシンポジウムの開催を予定しています。市民の皆様と意見交換するこの機会に是非御参加ください。

申込方法等
詳細は追って
お知らせします

(1) 意見交流会（案）⇒憲章素案を紹介後，複数のグループで意見交流

- ・11月10日(金) 19:00～ 京都市呉竹文化センター（南，伏見，深草，醍醐）
- ・11月13日(月) 19:00～ 京都市北文化会館（北，上京，中京，下京）
- ・11月14日(火) 19:00～ 京都市国際交流会館（左京，東山，山科）
- ・11月15日(水) 19:00～ 京都市西文化会館ウエスティ（右京，西京，洛西）

※カッコ内は対象の行政区・支所ですが，御都合のよい会場で御参加いただけます。

(2) シンポジウム（案）⇒基調報告及びパネルディスカッション等

- ・11月25日(土) 14:00～ 京都市総合教育センター 永松記念ホール（全市対象）

当懇話会のホームページを開設しました

「京都市児童家庭課」又は「人づくり21世紀委員会」のホームページからどうぞ！

委員からの主な意見

1 憲章に盛り込むべきポイント

〈理念について〉

- ・子育て支援というよりも、子育ては市民が主体的に関わる問題と分かるものにしたい。
- ・子ども自身が健やかに育つための健全育成、子どもの主体性を大切にしたい。
- ・子どもがいきいきできる、子どもが中心という理念を具体的に分かりやすく伝えたい。
- ・子どもの手本となる人間像を考えて、子どもが読んでも恥ずかしくない憲章にしたい。
- ・子どもを18歳未満と規定するよりも、大人も子どもも「こんな市民になる」という理念がよいだろう。
- ・理屈抜きで人として当たり前と思えるものが、憲章の基本理念であろう。

〈行動について〉

- ・企業で働く親も早く家へ帰れば、夕食時の親子の話し合い、地域のつながりもできる。
子どもを育む環境のために、企業の役割は重要である。
- ・子どものための取組は、子育てに関わっていない大人も参画しないとうまくいかない。
- ・目先の事件への対策だけではなく、子どもの未来を考える取組を大事にしたい。
- ・大人が行動規範を示すよりも、「大人が社会を良くするためにこうする」ということをし、
10年後の自分に向けて書くような憲章がよい。

〈社会について〉

- ・大人が変わり成長すれば良い社会になる。本気で行動することを伝えたい。
- ・変わってほしい大人ほど変わりにくい。薬物など子どもに有害な環境も、個人だけでは改善しにくい。個人や心の問題にとどめず、子どもを育てうるシステムや環境をつくる
ことが大切だ。そして、子ども、親、地域の育ちが必要である。
- ・子どもが元気な社会は、親もお年寄りも市民すべてに良い社会であると皆が気づける
ような憲章としたい。
- ・市民同士が個人の力を生かし、その力を生かすシステムを行政等と共に構築することが
大きな課題である。京都の人づくりの文化を生かしたい。

2 憲章の形式

- ・「子どものための市民憲章」というと「子ども用の憲章」と思われるので、「子どもを育むための大人の行動規範」ということが分かる名称がよい。
- ・きれいな言葉や従来の形式にこだわらず、市民の心に訴えて定着するものにしたい。我々が子どもの時に親などから言われた、分かりやすく京都らしい言葉がよい。
- ・大人の立場は、家庭、地域、企業など様々あり、それぞれが文の主語として考えられる。
学校等も主語に入れるべきではないか。
- ・気づいた皆がすべきことであれば、主語にこだわらなくてもよいかも知れない。
- ・憲章は、一人一人の約束事の要素とパブリックな宣言の要素がある。
- ・憲章は、基本理念を整理していった、多様な行動を各論で示したい。

